



介護職員初任者研修の受講費用を一部助成

介護職員の技能の向上と介護施設などへの就労を支援するため、一定期間以上市内の介護施設などで就労した人に、県の介護人材確保対策総合支援補助金を活用して、昨年度に引き続き、介護職員初任者研修の受講費用の一部を助成します。

【背景等】

本市では、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据えて介護サービスの推計を行っていますが、そのサービスの担い手となる介護従事者は、国の統計で約38万人不足と言われており、人材確保が課題となっています。本市では、奈良県の福祉社会人材センターの専門員の派遣を受け「福祉のお仕事出張相談」を実施し、市内就業への支援を行っていますが、さらに積極的に介護人材を確保するため、本事業を昨年度に引き続き実施することにいたしました。

介護業界での就業を条件に受講料を助成することは、介護人材を確保していくために直接的な効果があります。また、介護職員初任者研修が介護職の基礎的な資格であり、今後のキャリアアップにもつながります。

【介護職員初任者研修の受講費用の一部助成】

1 助成対象者 申込時点で、次の(1)～(4)のいずれにも該当する方。

- (1) 介護職員として市内の介護施設等に就労していないか、就労している場合は、就労開始日が申込日前1年の期間内である方。
- (2) 介護職員初任者研修を受講中か、研修の修了日が申込日前1年の期間内である方。
- (3) 介護職員初任者研修の受講料等について、他の公的な助成金等の交付を受けていない方。
- (4) 市税に滞納がない生駒市民の方。

2 助成要件 助成金の交付申請の時点で、次の(1)、(2)の要件を満たしていること。

- (1) 助成金申込受理通知日以降、市内の介護施設等(原則として同一の介護施設等)で介護職員として、継続して3か月以上就労すること。
- (2) 介護職員初任者研修受講料等の支払いを終えており、かつ介護職員初任者研修の課程を修了していること。

3 助成額 介護職員初任者研修の受講に要した受講料等の額（上限50,000円）

4 助成人数 20人（先着順）

5 申込期間 平成28年8月1日（月）～平成28年12月16日（金）

問い合わせ 生駒市 介護保険課 細川、角井

☎ 0743-74-1111 内線482

